

## ○羽村市有料広告掲載に関する取扱要綱

平成18年11月30日

羽企財発第10056号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市の自主財源の確保及び市内企業の活性化等を図るため、市が広告媒体として利用可能と認める公共物等(以下「公共物等」という。)に掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の対象)

第2条 公共物等は、次の各号に掲げるものとする。ただし、市長が広告掲載を適当ではないと認めるときは、この限りではない。

- (1) 市が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の構築物
- (4) その他広告掲載が可能なもの

### (掲載できる広告の範囲)

第3条 掲載できる広告は、市公共物等の公共性及び品位を損なうおそれのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (2) 政治又は宗教に関するもの
- (3) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 誇大表示、不当表示など表現方法等が不適切なもの
- (6) その他市長が広告掲載として適当でないと認めるもの

### (広告掲載の優先順位)

第4条 広告の掲載を希望するものからの広告掲載希望が複数ある場合に掲載する広告の順位は、次の各号の順序とする。この場合において同一の広告掲載位置に2以上の同順位のものから申込みがあるときは、抽選により決定する。

- (1) 国、地方公共団体、公益的法人及びこれらに類するものの広告
- (2) 私企業のうち、市内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しないものの広告

(平20羽総庶発10767・一部改正)

(広告の位置)

第5条 広告を掲載する位置は公共物等の目的を妨げない位置とする。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、掲載期間、掲載枠数、掲載料、広告の作成方法等は、当該広告媒体を所管する課(以下「所管課」という。)において、その性質に応じて別に基準を定めるものとする。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、公募することを原則とし、広報はむら、羽村市ホームページ等により行うものとする。ただし、市長が認める場合は、次の各号の方法により募集することができる。

- (1) 第4条第1項第1号に掲げるものに広告の掲載について案内する方法
- (2) 直接、広告の掲載を依頼する方法
- (3) 広告代理業を営む者等に広告掲載希望者の募集を依頼する方法

(広告掲載の申込み)

第8条 広告を掲載しようとするもの(以下「申込者」という。)は、有料広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿等を添えて、市長に申し込むものとする。

2 前項による申込みの際、市長は必要に応じて申込者の業務内容等が記載されたものの提示を求めることができる。

(平21羽企財発11925・一部改正)

(広告掲載審査委員会)

第9条 市長は、広告掲載の可否、その他広告掲載に関することについて審査するため、羽村市広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長 財政を所管する部長
- (2) 副委員長 法制を所管する部長
- (3) 委員 財政を所管する課長 行財政改革を所管する課長 広報を所管する課長 人権・法制を所管する課長 商工業振興を所管する課長 景観を所管する課長 屋外広告物を所管する課長 生涯学習を所管する課長

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員会の庶務は、財政を所管する課において処理する。

(委員会の会議等)

第10条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議を招集する時間的余裕がないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。
- 5 委員会は、必要がある場合は所管課の課長に対し、その広告内容について意見を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第11条 市長は、委員会の審査に基づき広告掲載の可否を決定し、その結果を広告掲載決定通知書(様式第2号)又は広告不掲載決定通知書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。

- 2 広告掲載決定通知書を受けたもの(以下「広告主」)は、市長の指定する期日までに版下原稿を提出するものとする。

(平21羽企財発11925・一部改正)

(原稿の修正)

第12条 市長は前条により掲載決定後、必要がある場合は広告主に版下原稿の修正を求めることができる。

(広告掲載料の納入)

第13条 広告主は、第11条による掲載決定後、市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により広告掲載料を一括納入するものとする。

(広告掲載に係る経費の負担)

第14条 版下原稿及び広告の作成、取付け並びに掲載に要する経費は、原則として広告主の負担とする。

(広告主の責任等)

第15条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主は、掲載しようとする広告が屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に規定する屋外広告物に該当する場合は、東京都屋外広告物条例(昭和24年条例第100号)に規定する許可を受けなければならない。
- 3 広告主は、広告の掲載期間終了後速やかに公共物等を現状に回復しなければならない。

この場合において、広告の撤去に要する経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し及び中止)

第16条 市長は、次の各号に該当する場合は、第11条の規定による広告掲載の決定を取消することができる。

- (1) 市長が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき
- (2) 市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき
- (3) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき

2 市長は、広告掲載中に広告主が羽村市競争入札参加資格者指名停止措置基準に基づく指名停止処分を受けた場合は、広告の掲載を中止することができる。

(平21羽企財発11925・一部改正)

(広告掲載料の還付)

第17条 広告掲載料は還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは還付することができる。

(広告掲載製品の寄付受入れ)

第18条 市は、広告代理店等が作成する封筒等の広告掲載製品の寄付を受け入れることができる。

- 2 広告代理店等は、広告掲載製品寄付申込書(様式第4号)に寄付しようとする製品の内容の分かる書類を添えて、市長に申し込むものとする。
- 3 広告掲載製品の寄付受入れの可否は、第9条に定める委員会に付議し決定するものとする。
- 4 広告掲載製品の寄付を受け入れる場合、市は広告代理店等と広告掲載製品の作成及び寄付に関する確認書を締結するものとする。

(損害賠償請求)

第19条 市長は、広告の掲載にあたり、広告主がその責めに帰すべき理由により市に損害を生じさせたときは、広告主に対してその損害賠償を請求するものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

付 則(平成20年羽総庶発第10767号)

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

付 則(平成21年羽企財発第11925号)

この要綱は、平成21年12月22日から施行する。